

福井県公安委員会規程第14号

福井県警察街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程を次のように定める。

平成28年8月5日

福井県公安委員会委員長 菱川 健治

福井県警察街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県警察が設置する街頭防犯カメラシステムに関し必要な事項を定めることにより、その適正な運用を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 街頭防犯カメラシステム

公共空間における犯罪の予防及び被害の未然防止を図るため、次の各号により構成するものをいう。

(2) 街頭防犯カメラ

公共空間を撮影するカメラ装置をいう。

(3) 画像データ

街頭防犯カメラにより撮影した画像を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により記録したものをいう。

(基本原則)

第3条 福井県警察本部長（以下「本部長」という。）は、街頭防犯カメラシステムの運用に当たっては、個人のプライバシー及び権利を不当に侵害することのないよう留意しなければならない。

(設置場所の明示)

第4条 本部長は、街頭防犯カメラが設置されている場所において、当該街頭防犯カメラが設置されていることを明らかにするため必要な措置を講ずるものとする。

(画像データの活用)

第5条 本部長は、警察の職務遂行のため必要な限度において、画像データを活用することができる。

(報告)

第6条 本部長は前条の規定により画像データを活用した場合は、福井県公安委員会に報告するものとする。

(運用状況の公表)

第7条 本部長は、街頭防犯カメラシステムの運用状況を定期的に公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月10日から施行する。